

弟子屈町奨学金返還支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受け修学した者が、弟子屈町に居住し、かつ、就業する場合において、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金の返還額の全部又は一部を予算の範囲内において、補助することにより、若者の定住の促進を図り、もって地域社会を担う人材の確保及び活力に満ちた地域社会の形成に寄与することを目的とし、弟子屈町補助金等交付規則(平成11年弟子屈町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 町奨学金若しくは他奨学金又はその両方をいう。
- (2) 町奨学金 弟子屈町奨学金貸与条例(昭和52年弟子屈町条例第22号)の奨学金(専修学校の一般過程を除く。)をいう。
- (3) 他奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、その他、地方公共団体、大学、公益法人等が行う経済的事由により修学に困難がある者に対し貸与する学資で町長が認めるものをいう。
- (4) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、専修学校(一般過程を除く。)、高等専門学校及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者(公務員を除く。)とする。ただし、特別の理由があると認められた者については、この限りでない。

- (1) 大学等の修学のために奨学金の貸与を受け、卒業(修了を含む。以下同じ。)した者であること。
- (2) 奨学金の返還を延滞していない者であること。
- (3) 奨学金の返還に対し、免除又は減免や他の支援金等を受けていない者であること。
- (4) 本町に住民登録があり、1年以上継続して居住している者であること。
- (5) 就業している者であること。
- (6) 本町に住民登録をされ、就業を開始したときの年齢が35歳未満である者であること。
- (7) 町税等を滞納していない者であること。
- (8) 直近の合計所得金額が1千万円以下の者であること。

(補助対象期間)

第4条 この要綱による補助の対象となる期間(以下「補助対象期間」という。)は、次に掲げる日のうち最も遅い日の属する月の初日から起算して、町奨学金は第7条の交付事前届出時の償還完了予定日までとし、他奨学金は5年を経過する日までとする。

- (1) 奨学金の最初の返還期日(独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金においては、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成16年政令第2号)第5条第

1 項に規定する6月経過日をいう。)

(2) 本町に住民登録を行った日

(3) 就業を開始した日

(4) 第7条第2項に規定する事前届出の登録した日の3カ月前の日

2 前項の補助対象期間は、願出等により返還期限が猶予された者がこの要綱による補助を受ける場合であっても、延長することができないものとする。

3 補助対象期間中に前条第3号から第5号に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったときは、該当しなくなった日の属する月の翌月から補助対象期間から除外するものとする。

4 補助対象期間中に前条第3号から第5号に掲げるいずれかの要件に該当しなくなった者が、再び補助対象者の要件に該当したとしても、補助対象期間は、町奨学金では、初回の交付事前届出をしたときの償還完了予定日までとし、他奨学金においては通算して5年間を超えることはできないものとする。

(補助対象費用)

第5条 この要綱による補助の対象となる費用(以下「補助対象費用」という。)は、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度(補助対象期間である年度に限る。)に返還を行った奨学金の返還に要する費用とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象費用の額とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 町奨学金 一の年度における補助金の額は、町奨学金の借用総額を120で除して得た額に交付を受けようとする会計年度の前年度の補助対象期間の月数を乗じて得た相当額

(2) 他奨学金 一の年度における補助金の額は、1万円に補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の補助対象期間の月数を乗じて得た額

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付事前届出)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、弟子屈町奨学金返還支援補助金交付事前届出書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、町長に届出なければならない。

(1) 奨学金の貸与を証する書類の写し

(2) 奨学金の返還金額、返還開始月及び返還期間が確認できる書類の写し

(3) 大学等を卒業したことを証する書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項による事前届出があったときは、届出内容を確認した上で、当該届出をした者を事前届出者として登録するものとする(以下「事前届出者」という。)

3 事前届出者は、届出内容に変更があったときは、速やかにその内容を町長に申し出なければならない。

4 町長は、必要があると認めたときは、事前届出者の同意を得た上で、住民基本台帳の記録、所得状況及び町税等の納付状況を調査することができる。

5 第3項の申出又は前項の調査の結果、当該事前届出者が補助対象者に該当しないと認めたときは、当該登録を取り消すことができる。そのときは、当該事前届出者に速やかに登録を取り消した旨の通知をしなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 事前届出者のうち補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から7月末日までに、弟子屈町奨学金返還支援補助金交付申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度(補助対象期間である年度に限る。)における奨学金の返還金額を証するものの写し

(2) 雇用証明書(別記様式第3号)又は自営業者等となったことが確認できる書類の写し

(3) 振込先の金融機関の通帳等の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請により難く、町長が認めたときは、前項の規定によらずに補助金の交付申請ができるものとする。

3 町長は、必要があると認めたときは、事前届出者の同意を得た上で、住民基本台帳の記録、所得状況及び町税等の納付状況を調査することができる。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、規則第6条に規定する指令書(第6号様式)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する補助金の交付を決定した後、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 町長が第9条により補助金の交付決定を受けた者の交付決定を取り消し又は変更し、補助金の返還を求めるときは、規則第17条から第20条を適用するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。